

第8章 地域医療・健康危機管理

第1節 地域医療

1 北九州市の医療の現状〔地域医療課〕

(1) 市内の病院・診療所数及び大都市との比較

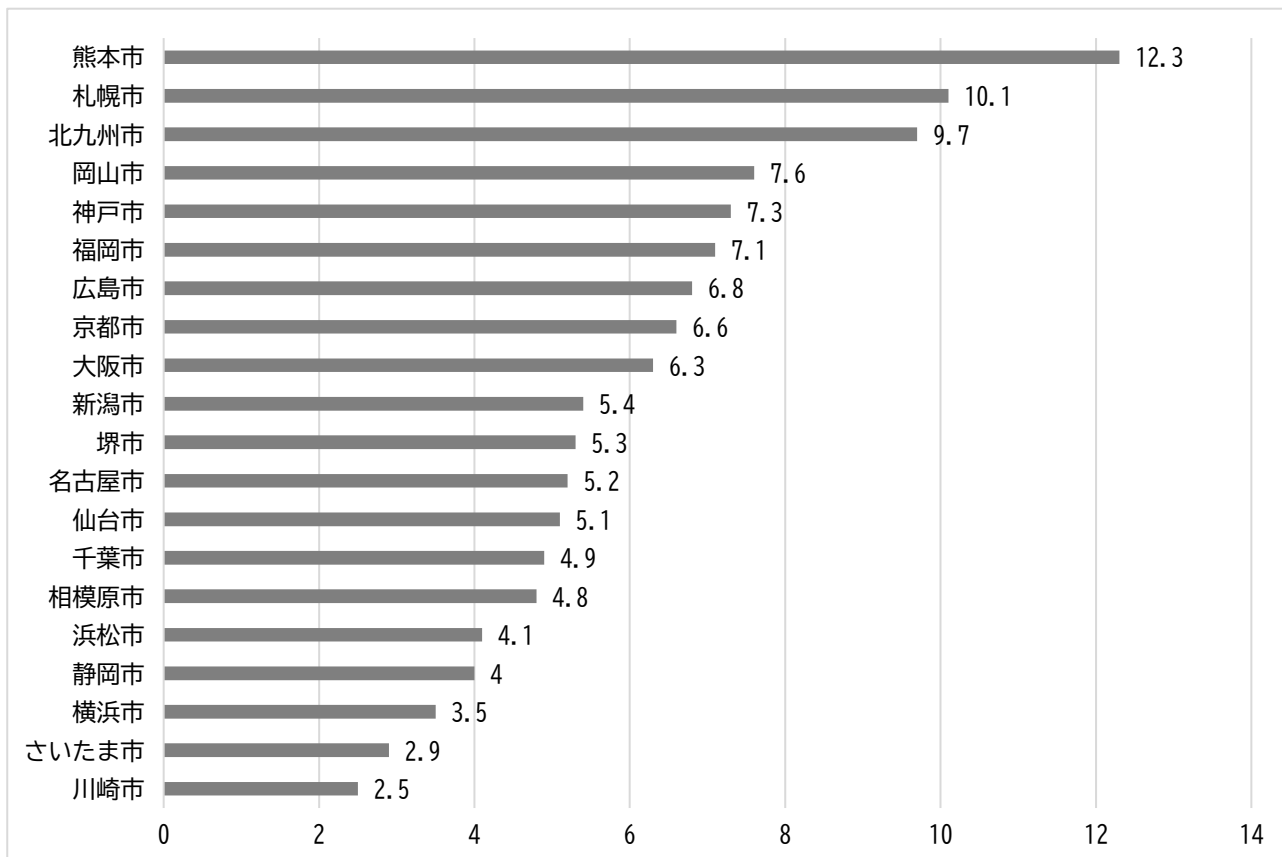
医療法の分類では医療機関のうち病床数（ベッド数）が20床以上のものを病院、19床以下のものを診療所と規定しています。

本市を他の政令指定都市と比較した場合、令和4（2022）年10月現在、人口10万人あたりの医療機関数は病院が第3位、一般診療所が第6位であり、人口10万人あたりの病床数は、病院が第2位、一般診療所が第3位となっており、本市の医療資源は、十分に確保されているといえます。

◆市内の病院及び診療所数（令和6（2024）年7月1日現在）

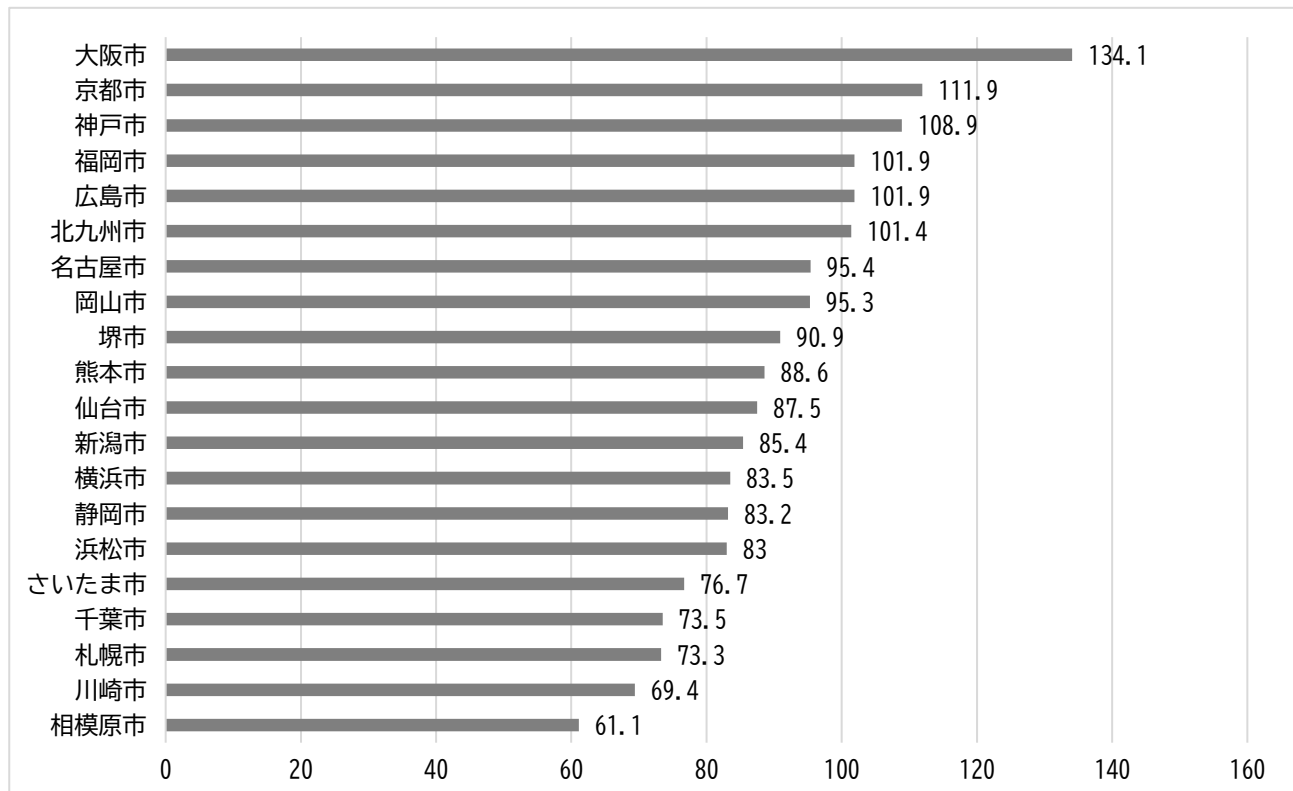
	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
病 院	11	21	18	5	7	23	5	90
一般診療所	101	239	164	84	72	229	60	949
歯科診療所	49	175	104	49	47	160	40	624

◆政令市比較：人口10万対病院数（令和4（2022）年10月1日現在）



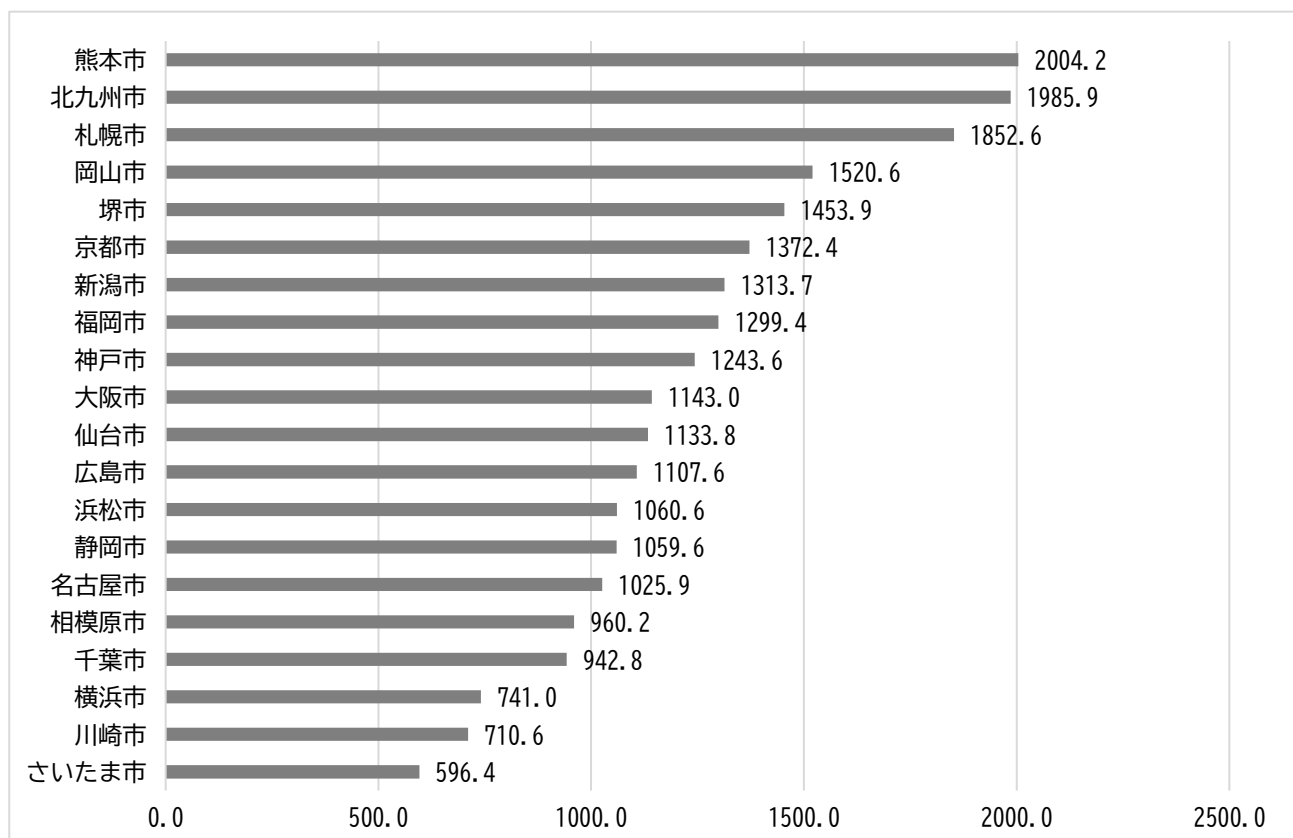
【出所】厚生労働省「令和4年度医療施設（動態）調査」

◆政令市比較：人口10万対診療所数（令和4（2022）年10月1日現在）



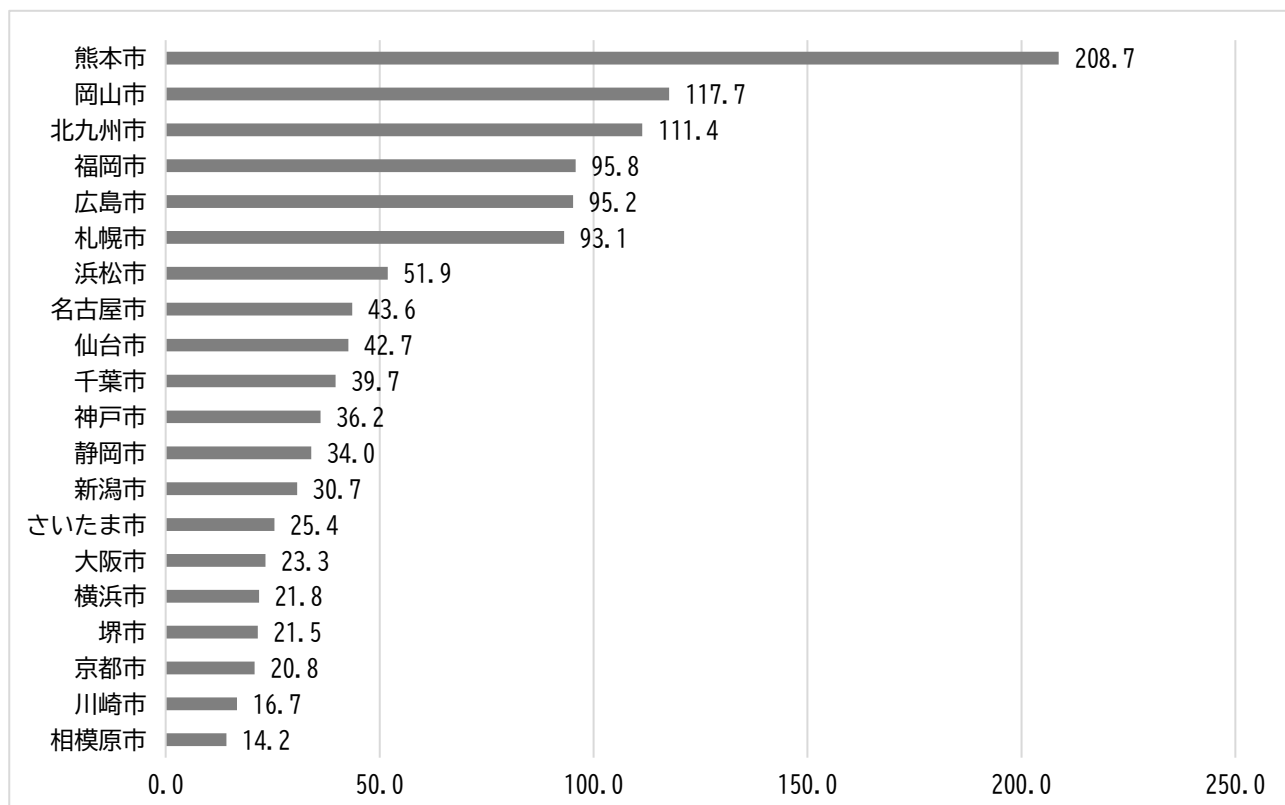
【出所】厚生労働省「令和4年度医療施設（動態）調査」

◆政令市比較：人口10万対病院病床数（令和4（2022）年10月1日現在）



【出所】厚生労働省「令和4年度医療施設（動態）調査」

◆政令市比較：人口 10 万対診療所病床数（令和 4（2022）年 10 月 1 日現在）



【出所】厚生労働省「令和 4 年度医療施設（動態）調査」

（2）病床数について（二次医療圏内の比較）

福岡県では、県内を 13 ブロックに分割して、保健医療サービスを提供する圏域（二次医療圏）を定めています。本市は中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町とともに北九州地区（2 市 4 町）の圏域に属しています。

二次医療圏（北九州地区）は、県が定める医療計画の基準による病床数（ベッド数）を大きく上回っています。

◆二次医療圏内の一般及び療養病床数の比較（令和 5（2023）年 11 月 1 日現在）

	基準病床数	既存病床数	差し引き
北九州地区	11,511 床	15,931 床	4,420 床
福岡・糸島地区	18,080 床	18,802 床	722 床
京築地区	1,442 床	1,580 床	138 床

2 医療相談・医療提供の取組み

（1）医療安全相談コーナー 【医務薬務課】

患者やその家族等の医療に関する悩み事や不安等の相談に、医療の専門知識を持つ相談員（看護師等）が助言します。また、医療機関向けの研修会等の実施や、相談事例の統計・分析結果について関係機関との情報交換を行っています。

【対象者】医療に関する悩みや不安等を持っている患者及びその家族など

【電話相談】522－8753

【日時】平日（月～金）10：00～15：00（年末年始、祝日を除く）

◆相談の状況

相談内容	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
病気や健康などに関するもの	627件	46.1%	583件	40.3%	467件	38.6%
診断や治療内容への不安、疑問	216件	15.9%	248件	17.2%	242件	20.0%
医療従事者の接遇に関するもの	124件	9.1%	95件	6.6%	96件	7.9%
医療法等に関するもの	78件	5.7%	149件	10.3%	89件	7.4%
診療報酬に関するもの	64件	4.7%	98件	6.8%	78件	6.4%
インフォームド・コンセントに係わるもの	56件	4.1%	46件	3.2%	72件	6.0%
医療事故・過誤ではないか	41件	3.0%	54件	3.7%	58件	4.8%
要望や提言	16件	1.2%	9件	0.6%	11件	0.9%
薬に関するもの	13件	1.0%	19件	1.3%	17件	1.4%
院内の衛生管理	12件	0.9%	9件	0.6%	5件	0.4%
セカンドオピニオンに関するもの	5件	0.4%	5件	0.3%	3件	0.2%
無資格者の医療行為	3件	0.2%	14件	1.0%	10件	0.8%
カルテの開示	2件	0.1%	4件	0.3%	3件	0.2%
その他	102件	7.5%	112件	7.8%	59件	4.9%
計	1,359件	100%	1,445件	100%	1,210件	100%

(2) テレフォンセンター 【地域医療課】

急な病気やケガについて、時間帯・症状に合わせた医療機関の案内を行っています。

【電話番号】 522-9999

【受付時間】 24 時間、365 日対応

◆テレフォンセンター対応件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患者数	44,049人	55,501人	56,758人

(3) 医療機関立入調査 【地域医療課】

市民が安全で安心な医療を受けられるように、保健所では病院、診療所、助産所等に、定期的あるいは必要に応じて立ち入り、医療従事者、施設の状況、医薬品の保管、放射線の設備等を調査し、不適切な箇所があれば改善指導を行っています。

◆医療機関立入調査件数（書面による自主検査、()内は施設への立入検査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病院	90件	90件	(91)件
医科診療所	143件	174件	164(26)件
歯科診療所	110件	121件	118(2)件
助産所	6件	4件	3(1)件

(4) 北九州市の救急医療体制の概要 【地域医療課】

北九州市では、救急医療の体制を次の3つの段階に分けて整備しています。

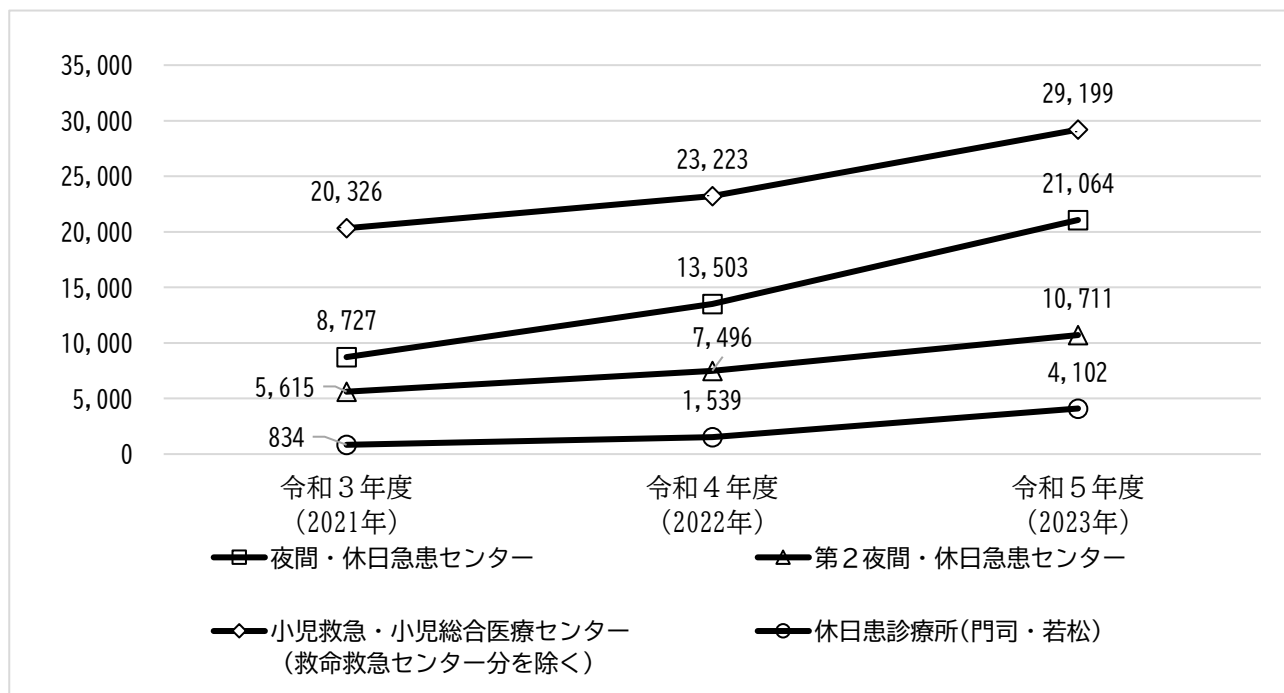
1 第一次(初期)救急医療 ※比較的「軽度」な場合
病院や診療所などの診療時間外（休日や夜間）において、かかりつけ医などによる対応のほか、2つの夜間・休日急患センター（小倉北区・八幡西区）、小児救急・小児総合医療センター（八幡東区）、市内2ヶ所の休日急患診療所（門司・若松）で対応している。また、深夜帯は東西2ヶ所の協力病院による原則毎日対応制で診療を行っている。 なお、小児救急については、上記以外にも民間医療機関等で診療を行っている。（医療機関の詳細等は、テレフォンセンター☎522-9999で案内をしている。）
2 第二次救急医療 ※入院治療を必要とする「重症」の場合
市内21病院が休日や夜間の入院医療が必要な重症患者の受け入れ体制をとっている。また、市内17病院が福岡県から認定をされ救急病院として告示されている。 そのほか、「低出生体重児・新生児救急医療体制」、「眼科・耳鼻咽喉科救急医療体制」及び「眼科二次救急医療体制」も整備している。
3 第三次救急医療 ※命に関わるような「重篤」な場合
八幡東区の市立八幡病院と小倉北区の北九州総合病院が、それぞれ「救命救急センター」として、1年を通じて24時間体制で対応している。

交通事故や心臓発作など重症の場合は、119番への通報により、救急車が患者を搬送します。このような救急患者を『たらいまわし』することのないように、消防局と医療機関の提携を図り、受け入れ体制の整備に努めています。

(5) 夜間・休日急患センター等の利用状況 【地域医療課】

救急医療機関		診療科目	診療時間	電話番号
夜間・休日急患センター 小倉北区馬借一丁目7-1 総合保健福祉センター1階		内科 小児科 外科 整形外科 眼科(※)	【月曜日～土曜日】 午後7時30分～午後11時30分 【日曜、祝・休日】 午前9時～午後11時30分 ※眼科は他医療機関紹介の場合あり。 受診前にお問い合わせを。	522-9999
		耳鼻咽喉科	【土曜日】 午後7時30分～午後11時30分 【日曜、祝・休日】 午前9時～午後11時30分	
		歯科	【日曜、祝・休日】 午前9時～午後5時	
		(各科とも、受け付けは診療終了時間の30分前まで)		
第2夜間・休日急患センター 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ地下1階		内科 外科 整形外科	【月曜日～土曜日】 午後7時30分～午後11時30分 【日曜、祝・休日】 午前9時～午後11時30分 (受け付けは診療終了時間の30分前まで)	641-3119
休日 急患 診療所	門司：門司区羽山 一丁目1-24	内科 小児科	【日曜、祝・休日】 午前9時～午後5時 (受け付けは診療終了時間の30分前まで)	381-9699
	若松：若松区藤ノ木 二丁目1-29			771-9989
小児救急・小児総合医療センター 八幡東区尾倉二丁目6-2 市立八幡病院内		小児科	24時間365日	662-6565

◆夜間・休日急患センター等の患者数の推移



◆夜間・休日急患センター等の住所地別患者数（令和5(2023)年度：人）

	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	市外	計
夜間・休日急患センター	2,058	7,316	7,271	513	591	783	863	1,669	21,064
第2夜間・休日急患センター	11	81	64	1,075	998	6,606	184	1,692	10,711
小児救急・小児総合医療センター (救命救急センター分を除く)	706	2,588	1,606	3,090	3,128	8,290	2,509	7,282	29,199

(6) 市立病院 【地域医療課】

市内には、医療センター、八幡病院及び門司病院の3つの市立病院があります。

このうち、周産期医療や感染症医療を提供する医療センター、救命救急・小児救急医療を提供する八幡病院は、地方独立行政法人北九州市立病院機構が運営しています。

また、市内で唯一の結核病棟を有する門司病院は、指定管理者制度を活用して運営しています。

◆市立病院患者数（令和5(2023)年度）

	入院		外来	
	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均
医療センター	143,752人	392.8人	248,880人	1,024.2人
八幡病院	82,203人	224.6人	113,759人	468.1人
門司病院	40,539人	110.8人	29,504人	121.4人

3 北九州医療・介護連携プロジェクト 【地域医療課】

(1) 北九州医療・介護連携プロジェクトと3つの取組み

本市では、市内の医療・介護関係団体等で構成されている「北九州医療・介護連携プロジェクト会議」において合意・策定された「北九州医療・介護連携プロジェクト」の3つの取組みを医療・介護

関係者に使い・守っていただくことで、切れ目のない医療・介護等サービスの提供と、医療・介護等専門職が的確かつ効率的に連携できる環境の整備を目指しています。

【プロジェクトにおける3つの取組み】

① とびうめ@きたきゅう

患者・利用者の基本的な医療・介護・健診等の情報を医療機関等で共有

② 病院窓口ガイド

病院と連携する際の窓口や連絡方法等を病院毎にまとめ公表

③ 医療・介護連携ルール

上記2つを活用し、入退院の連絡や情報共有をスムーズにする

(2) とびうめ@きたきゅう

プロジェクトの中でも中核となる「とびうめ@きたきゅう」は、福岡県医師会が運用している診療情報ネットワーク（通称「とびうめネット」）を活用したもので、同意を得た市民について、福岡県国民健康保険団体連合会が保有している医療・介護・健診情報（レセプト情報）の一部を医療機関等で共有することにより、医療・介護等の専門職が迅速かつ効率的に連携し、切れ目のない医療・介護サービスを市民に提供する事業です。

※自治体が、医療・介護・健診情報を医療の現場に提供する全国初の取組み

(3) 取組実績等

令和元(2019)年 11 月から八幡東区・八幡西区で「とびうめ@きたきゅう」のモデル実施を開始し、その効果検証を経て、令和2(2020)年6月からは市全域での取組みへと展開しました。

全市展開に伴い、医療機関や介護施設等をはじめ、自治会や民生児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会等へ、きめ細やかな事業の周知や利用登録のお願いを実施した結果、令和6(2024)年3月末時点で44,205人の市民の皆様にご登録いただいています。

今後も登録者数を増やしていくことで、医療・介護等専門職が連携しやすい環境づくりの推進と、切れ目のない医療・介護サービスの提供の実現に向け、取り組んでいきます。



4 北九州市の産科連携体制 【地域医療課】

産科の医師が減少し、お産のできる病院が少なくなっています。そのため、特定の病院に急患や難産の方が集中し、病院では、一般のお産の方の受け入れが難しくなっています。

そこで、北九州市では、皆さんが安心して子どもを産み育てられるよう、各医療機関が連携して役割を分担しています。

産婦人科基幹病院（市立医療センター、国立病院機構小倉医療センター、地域医療機能推進機構九

州病院、産業医科大学病院）の産婦人科では、救急や重症の人を優先的に受け入れており、このため、受診する際には、原則として医療機関からの紹介状が必要です。妊娠したときは、できるだけ身近な産婦人科診療所や産婦人科専門の病院等を受診し、かかりつけ医になってもらい、定期的に妊婦健診を受けるようにしましょう。

なお、リスクを伴う妊娠・お産の可能性がある場合は、かかりつけ医から適切な病院をご紹介しますこととなります。

一見問題がないと思われる妊娠の経過でも、緊急を要する事態が発生することがあります。夜間や休日、緊急の場合の対応を事前にかかりつけ医に相談しましょう。

第2節

健康危機管理・感染症対策

〔健康危機管理課、保健企画課〕

1 健康危機管理 〔健康危機管理課〕

健康危機とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により市民の生命、身体及び健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事態をいいます。

市では、このような事態に対処するため、「北九州市健康危機管理計画」を策定し、あらゆる健康危機に関する基本的な組織体制や対応方針を定めています。

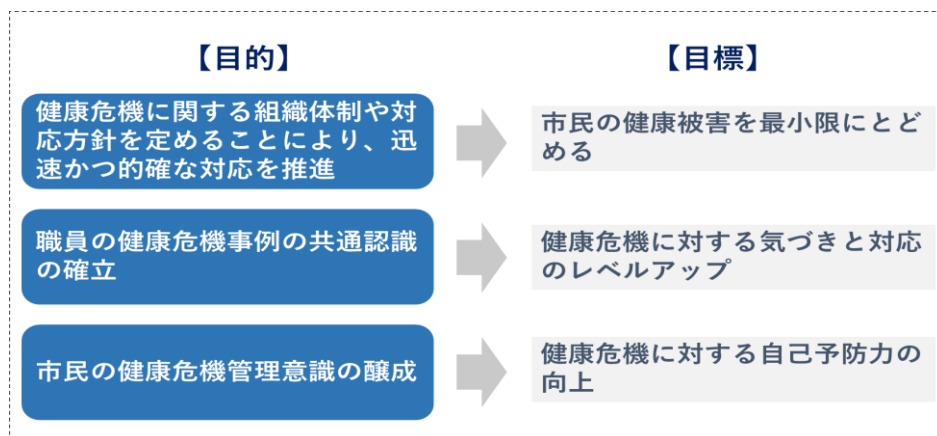
（１）北九州市健康危機管理計画の位置づけ

北九州市健康危機管理計画は、本市における危機管理の統一的な組織体制や対応要領を定めた北九州市危機管理基本指針を踏まえ、国の健康危機管理基本指針（平成9（1997）年1月策定）に基づき策定した「北九州市健康危機管理指針」（平成11（1999）年3月策定）を大幅に改正し、あらゆる健康危機に関する基本的な組織体制や対応方針を定めたものです。

特に、健康危機の発生初期において、原因が把握できないために対応する法令等が不明で、対応方針が混沌とした状況下での健康危機管理における共通の指針について示しています。

また、この計画は、災害対策基本法に基づき自然災害や大規模な事故等の対策を定めた地域防災計画、武力攻撃や緊急処理事態（大規模テロ）等の対策を定めた国民保護計画における健康危機の具体的な対策要領として位置づけるとともに、その他の個別計画に定める危機において、健康被害が生じた場合は、この健康危機管理計画により統一的に対応することになります。

（２）計画策定の目的と目標



（３）計画の基本方針

- ① 市民の生命と健康、市民の安全と安心の確保を第一とする。
- ② 健康危機の発生予防に努め、発生時は迅速な対応により、被害の軽減を図る。
- ③ 健康危機発生時には、被害の程度に応じた適切な医療を確保するため、患者、医薬品等の搬送・受入れ体制の整備に努める。
- ④ 平常時から、医療機関・医師会、大学・研究機関、警察・消防をはじめとする関係機関からの情報収集や調査活動等における緊密な連携と協力体制を確保する。
- ⑤ 市民に対する情報提供に努める。
- ⑥ 業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

(4) 計画の概要

①健康危機管理の組織と体制

- ・健康危機管理における市役所内部の役割分担
- ・健康危機レベルに応じた組織体制

危機レベル	基 準	組織体制	会 議
黄 (イエロー)	軽微な健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	通常体制	健康危機連絡会議
橙 (オレンジ)	健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	健康危機警戒本部	
赤 (レッド)	重大な健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	健康危機対策本部	健康危機対策会議

②健康危機を想定した事前の取組み（事前対策）

- ・過去の事例の情報収集と調査・研究
- ・健康危機の予兆に関する情報把握
- ・保健所等による発生防止の取組み
- ・関係機関等との連携体制の構築
- ・訓練・研修等の実施

③健康危機が発生した場合の対策（応急対策）

- ・初動対応における迅速な通報と情報収集及び、状況に基づくカテゴリーの分類
- ・関係機関との連携体制の確立
- ・カテゴリーに応じた疫学調査の実施
- ・対策の分析（検証）・評価及び再検討
- ・市民等への広報活動

④復旧及び再発防止策（事後対策）

- ・市民の不安の解消及び安心の回復
- ・健康危機管理の状況等の記録・編さん

2 感染症対策の取組み 【保健企画課】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）に基づき感染症の予防や治療等の対策が行われています。過去には結核、コレラ、赤痢等のまん延する時代がありましたが、新薬の開発、生活環境の整備、予防対策の充実などにより激減してきました。その一方で国際交流の活発化や航空機等の交通手段の発達などにより、世界規模での対応が必要となっています。

新型コロナウイルス感染症については、令和2(2020)年1月以降、国内外で感染拡大を繰り返しました。このように、感染症の流行は局地的なものにとどまらず、急速に広範囲で流行する恐れがあり、これら新たな感染症の流行に備えた適切な対策を確立する必要がある一方で、既に克服されたと考えられていた結核などの再興感染症への対応も課題となっています。

また、薬剤耐性菌感染症（CRE【カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症】、VRE【バンコマイシン耐性腸球菌感染症】等）による院内感染などにより、絶えず感染症防止対策の確認、強化が求められています。

本市においても、今まで以上に感染症の発生予防・拡大防止に努めることが重要であると認識し、感染症対策を推進しています。

（１）感染症発生時の対応 【保健企画課、健康危機管理課】

① 感染症発生時の届出

感染症法に定める感染症が発生した場合には、医療機関から保健所へ届出が行われ、必要に応じて患者調査や入院の措置等の対応を行い、感染拡大防止に努めています。

◆北九州市感染症発生状況（全症例を把握する感染症のみ）

分 類	感染症名	令和３年	令和４年	令和５年
二類感染症	結核	205	164	164
三類感染症	細菌性赤痢	0	0	1
	腸管出血性大腸菌感染症	28	29	25
四類感染症	E型肝炎	2	1	4
	A型肝炎	0	2	0
	つつが虫病	0	1	0
	デング熱	0	1	0
	日本紅斑熱	2	0	0
	マラリア	0	0	1
	レジオネラ症	10	12	17
五類感染症	アメーバ赤痢	3	3	4
	ウイルス性肝炎 （E型肝炎及びA型肝炎を除く）	3	1	2
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	24	19	12
	急性弛緩性麻痺	0	0	2
	急性脳炎	7	4	7
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2	5	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	7	7	11
	後天性免疫不全症候群	6	5	13
	ジアルジア症	1	0	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	7	7	3
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	20	16	22
	水痘（入院例）	7	2	2
	梅毒	38	92	202
	播種性クリプトコックス症	3	1	3
	破傷風	0	1	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	1	0
	百日咳	5	1	2
	麻しん	0	0	0
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	1	0	0
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症※	9,787	215,018	41,536

※ 新型コロナウイルス感染症は令和５年５月８日から五類感染症となり、全症例を把握する感染症ではなくなりました。令和５年の患者数は、５月７日までの届出件数を記載しています。

② 感染症指定医療機関

感染症法に基づき、第二種感染症指定医療機関として市立医療センターが福岡県から指定を受けており、二類感染症患者の治療にあたっています。

また、平成19(2007)年4月、結核予防法が廃止され、結核は二類感染症の一つとして感染症法の対象疾患となりました。これに伴い、結核病床を有する市立門司病院も第二種感染症指定医療機関として、結核患者の治療にあたっています。

◆指定医療機関入院患者数（市立医療センター）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人	0人	0人

※新型コロナウイルス感染症を除く

③ 連絡会議・対策本部

新型インフルエンザやSARS、鳥インフルエンザなどの重大な感染症の発生の恐れがある場合は、関係部局で連絡会議を設置して連携を図りながら対策の検討を行い、さらに、市内で発生した場合など状況に応じて対策本部を設置することとしています。

④ 風しんへの取り組み

風しんは、風しんウイルスによっておこる感染症で、咳やくしゃみを介して感染します。風しんに対する免疫をもたない妊婦（特に妊娠初期の女性）が風しんにかかると、出生児に難聴、心疾患、白内障などの障害（先天性風しん症候群）が発生する可能性があります。

風しんは、海外で感染して帰国後に発症する輸入例が報告されるようになり、平成25(2013)年の報告件数をピークに減少傾向でしたが、平成30(2018)年夏から再び全国的に流行しました。

このような状況を受け、感染拡大を防止するため、従来から実施している風しん抗体検査の対象に、予防接種の機会が無かった世代の男性が追加されました。

風しんの流行に引き続き注意が必要なため、今後も、風しん及び先天性風しん症候群への感染予防やまん延防止対策に取り組めます。

【本市の取り組み】

- ・風しん抗体検査の実施
- ・風しん及び先天性風しん症候群の予防のための普及啓発
- ・定期予防接種対象者への積極的接種勧奨
- ・風しんの流行状況について情報提供

⑤ 高病原性鳥インフルエンザへの取り組み

高病原性鳥インフルエンザとは、鳥類の間で流行するインフルエンザで、基本的にヒトには感染しませんが、感染した鳥に濃厚接触した場合に、ごく稀に感染することがあります。日本国内でも、鳥インフルエンザの発生した農場の従業員などに鳥インフルエンザの感染を疑わせる抗体が確認された事例があります。

【本市の取り組み】

- ・農政部門を中心に課長レベルによる「北九州市鳥インフルエンザ対策連絡会議」を設置
- ・発生時に備えた「北九州市鳥インフルエンザ対策本部」の整備

- ・ホームページによる情報の掲載、医師会及び医療機関等への関連情報の周知
- ・「高病原性鳥インフルエンザ対人部門初動対応マニュアル」の作成

⑥ 北九州市の新型インフルエンザ等感染症への取組み

平成21(2009)年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対策における本市及び国の課題等を踏まえ、平成27(2015)年10月に、今後の再流行や新たな新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県、市の行動計画等を基に具体的な対策を定めた「北九州市新型インフルエンザ対策マニュアル(医療対応編)」を改定しました。

平成25(2013)年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、国及び県が策定した新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて、本市においても平成25(2013)年12月に行動計画を策定しました。

令和6(2024)年7月には、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、政府行動計画の改定が行われました。令和7年度には県行動計画の改定も見込まれており、今後本市においても、新たな国・県の行動計画を踏まえ、必要な改定を行います。

【本市の取組み】

- ・「北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」および「北九州市新型インフルエンザ対策マニュアル」の策定
- ・新型インフルエンザ等医療対策専門部会の開催
- ・北九州市感染症情報ネットワークの強化
- ・ホームページ、マスコミによる情報提供
- ・発生時に備えた体制の整備

(2) 感染症予防の推進 【保健企画課】

① 北九州感染症対策支援ネットワーク

市内にある感染症専門家チーム(NPO 法人 KRICT)を中心に、医療機関、高齢者施設等の機関がネットワークを結び、感染症の早期発見・拡大防止に資することを目的としています。

【活動内容】

- ・医療機関等の院内感染対策への助言及び技術的支援
- ・地域感染症に関する調査・研究及びその情報提供
- ・医療従事者等の資質向上のための研修会の実施

② 感染症発生動向調査

国、県、市が主体となって各関係機関と協力し、全国規模でどのような感染症が流行しているのかといった感染症に関する情報の収集、分析を行い、その情報についてはホームページ等で公開しています。

③ 感染症予防対策研修会

社会福祉施設等に対して、施設内における感染症対策についての研修会を開催しています。また、医療機関に対して、院内感染対策についての研修会を随時開催しています。

④ 感染症予防普及啓発

ホームページ・市政だより等での情報提供、チラシ、パンフレットの配布等を行い、感染症予防の普及啓発を行っています。

（３）予防接種 【健康危機管理課】

① 予防接種の実施

市内の予防接種実施医療機関において各種の予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病に対する免疫の確保を図り、そのまん延防止と感染予防に努めています。

② 予防接種後健康状況調査

予防接種副反応の発生要因を把握し、有効かつより安全に予防接種を行うため、予防接種後健康状況調査を実施しています。

③ 予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種による重篤な健康被害が生じた場合、法律で定められた額の救済給付を行っています。

【定期予防接種の種別】

	対象者	接種場所
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（急性灰白髄炎）・ヒブ	生後２か月～90か月未満	市内予防接種実施医療機関
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（急性灰白髄炎）	生後２か月～90か月未満	
ジフテリア・破傷風	11歳～13歳未満	
日本脳炎	生後６か月～90か月未満 9歳～13歳未満	
麻しん・風しん	生後12か月～24か月未満 5歳～7歳未満（小学校就学前の１年間に限る）	
ポリオ（急性灰白髄炎）	生後３か月～90か月未満	
BCG（結核）	生後12か月未満 法律上は生後直後から接種可能ですが、北九州市では５か月からの接種をお勧めします。５か月未満の方で接種を希望される方は、かかりつけ医又は各区役所保健福祉課にご相談ください。	
ヒブ	生後２か月～60か月未満	
小児用肺炎球菌	生後２か月～60か月未満	
HPV（ヒトパピローマウイルス）	小学６年生～高校１年生相当の女子※	
水痘	１～３歳未満	
B型肝炎	生後12か月未満	
ロタウイルス	ロタリックス®：生後６週～24週 ロタテック®：生後６週～32週 腸重積症の起こりにくい時期に接種を受けていただくために、初回接種を出生14週６日後までに受けることをお勧めします。	
高齢者（季節性）インフルエンザ	65歳以上の方 60歳～65歳未満の方で心臓等に障害を有する人（身体障害者手帳１級程度の方）	
高齢者用肺炎球菌	65歳の方 60～65歳未満の方で心臓等に障害を有する人（身体障害者手帳１級程度の方）	

※平成25(2013)年６月からの HPV ワクチン接種の積極的な勧奨差し控えについては、令和３(2021)年11月の厚生労働省通知をもって終了。本市においても本通知に基づき積極的勧奨を再開している。

◆予防接種実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	25,372件	23,431件	23,777件
ジフテリア・破傷風	5,950件	5,172件	5,461件
日本脳炎	20,437件	30,333件	25,522件
麻しん・風しん	13,523件	12,753件	12,223件
インフルエンザ（高齢者）	170,890件	174,689件	165,515件
BCG	6,255件	5,793件	5,509件
ヒブ	25,244件	23,420件	22,149件
小児用肺炎球菌	25,236件	23,387件	22,178件
HPV（ヒトパピローマウイルス）	3,411件	7,602件	10,182件
水痘	12,241件	11,366件	11,126件
高齢者用肺炎球菌	10,077件	9,039件	10,281件
B型肝炎	18,841件	17,406件	16,530件
ロタウイルス	15,164件	13,768件	12,837件

※ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブは令和6年度より定期接種に導入されたため、接種実績なし。

（４）エイズ・性感染症対策 【保健企画課】

日本における令和5年の新規HIV感染者とエイズ患者の報告数は960件となっており、そのうち、HIVに感染していたことを知らずに、エイズを発症して初めて気づいたというケースが、新規HIV感染者・エイズ患者数の3割を占めています。また、近年特に梅毒が急増しており、感染予防のための正しい知識の普及や早期発見と治療のため検査は重要です。

本市では、啓発ポスターやチラシを作成し、市内の教育機関や医療機関、公共施設などに掲示を行うなど啓発に努めるとともに、保健所等で無料匿名検査を実施しています。

① 正しい知識の普及・啓発

NP0 法人との予防啓発の協働や、啓発ポスター・パンフレット等の作成、配布を行うとともに、12月1日の世界エイズデーにあわせて「世界エイズデーレッドリボンキャンペーン」を実施し、市民啓発に努めています。

② 相談・指導

保健所及び区役所保健福祉課では、電話や面接で市民からの相談に随時対応しています。また、保健所にはエイズ専用電話相談「エイズホットライン」を開設しています。

◆相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	422件	527件	503件

③ 検査体制

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）抗体検査及び梅毒検査を概ね2週間に1回、八幡西区役所で、HIV 即日抗体検査を毎月1回、保健所で実施しています。検査は原則無料・匿名で受けられます。また、梅毒の早期治療や母子感染予防を図るため、病院、診療所で妊娠時の梅毒血清反応検査を実施しています。

◆HIV 抗体検査件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査件数	374件	478件	472件

◆性感染症検査人数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査人数	269人	379人	408人

◆妊娠時梅毒血清反応検査人数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査人数	6,170人	5,846人	5,410人

④ 医療体制の整備

県、エイズ診療拠点病院、エイズ診療協力病院と連携をとり、より充実した医療体制の整備に努めています。〔エイズ診療拠点病院：1（産業医科大学病院）〕

また、平成10(1998)年4月1日から、HIV 感染による免疫の機能障害が身体障害として認定されたことにより、自立支援医療（育成・更生医療）などの医療制度や税制上の優遇措置が受けられるなど、感染者の方々の生活の質的向上の観点から、様々な福祉サービスの提供を行っています。

【自立支援医療（育成・更生医療）指定医療機関】

産業医科大学病院（八幡西区医生ヶ丘1-1）

（5）結核対策の推進 【保健企画課】

結核は、今でも年間10,000人以上の新しい患者が発生し、約1,600人が命を落としている日本の主要な感染症です。新規結核患者は高齢者に多く、およそ4分の3以上が60歳以上となっています。本市においても、昨年市内で95人が新たに結核と診断され、70歳以上の方が7割以上を占めています。日本では令和3(2021)年8月「改訂版ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、令和7(2025)年までに罹患率を人口10万人対7とすることを目指しています。

本市においても、結核の予防や適正な医療の普及のため、さまざまな事業を実施しており、保健所では、結核患者の発生届、医療費公費負担申請の受理から患者登録、入院患者の訪問調査、接触者健診、回復者の管理検診や DOTS(直接服薬確認療法)事業などを行っています。また、結核患者の治療状況把握のための定期病状調査を行っています。

◆結核罹患率の推移（人口10万対）

	令和3年	令和4年	令和5年
北九州市	15.2	11.1	10.4
全国	9.2	8.2	8.1

◆本市の結核新登録患者数・年末現在登録患者数・死亡者の推移

	令和3年	令和4年	令和5年
結核新登録患者数	142人	103人	95人
年末現在登録患者数	280人	256人	240人
死亡者数	23人	14人	12人

◆定期病状調査の実施状況

	令和3年	令和4年	令和5年
定期病状調査	44件	47件	37件

◆結核に関連する健康診断・予防接種実施状況（令和5（2023）年度）

		総数	定期				定期外	
			事業者	学校長	施設長	市町村長	患者家族	その他
BCG接種者数		5,509人	-	-	-	5,509人	0人	0人
間接撮影者数		8,725人	3,686人	4,476人	563人	0人	0人	0人
直接撮影者数		79,034人	46,166人	19,162人	4,623人	8,931人	24人	128人
かくたん検査者数		107人	42人	2人	4人	59人	0人	0人
被発見者数	結核患者	7人	0人	5人	1人	0人	0人	1人
	結核発病のおそれがある者	14人	2人	4人	1人	7人	0人	0人

① 結核発生動向調査

結核患者の発生届、医療費公費負担申請資料等に基づき結核登録患者のデータベースを作成し、厚生労働省に報告しています。このデータをもとに、結核患者発生状況の把握や、患者管理に活用しています。

② 登録患者・患者管理

患者の治療状況等を把握し療養上の指導を行い、対象患者への必要に応じた服薬確認等により再発防止のための支援を行っています。

③ 集団感染の予防（接触者健診）

感染性のある患者の接触者を調査し健康診断を実施。感染者や患者の早期発見、感染拡大の防止を図っています。

④ 結核医療費公費負担

感染症法に基づいて、結核患者の医療費を公費負担しています。

◆結核医療費公費負担の件数

		令和3年	令和4年	令和5年
結核医療費公費負担	37条の2	1,953件	1,737件	1,544件
	37条	195件	130件	181件

※表中の条文番号の法令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

⑤ 結核予防週間等での市民啓発など

毎年9月の「結核予防週間」にあわせてポスター、チラシなどの配布により市民への結核に対する注意や市民検診受診を呼びかけています。

（６）肝炎対策 【保健企画課】

国の「特定感染症検査等事業実施要綱」及び「感染症対策特別促進事業」に基づき、感染症対策の一環としてＢ型・Ｃ型肝炎ウイルス検査を実施しています。

また、検査陽性者に対するフォローアップや、肝炎に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。

① 肝炎ウイルス検査

過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない全市民を対象に、市内の実施医療機関において検査を行っています。

◆肝炎ウイルス検査件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
検査人数	6,602人	6,943人	6,924人

② 正しい知識の普及・啓発

市民への正しい知識の普及・啓発のため、チラシ・リーフレットの配布による啓発や、７月の肝臓週間にあわせた肝炎講演会の実施などに取り組んでいます。

③ 相談・指導

保健所及び区役所保健福祉課相談窓口を設置しています。また、肝炎ウイルス検査で要精密となった方を早期に適切な治療に結びつけるため、区役所によるフォローアップを行っています。

（７）新型コロナウイルス感染症対策 【健康危機管理課】

① 総合的な対策

令和２（２０２０）年３月に北九州市で初めて感染者が確認されて以降、市内でも想定を大きく超える感染の波が繰り返され、「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、基本的な感染対策を徹底してきました。対応にあたっては、福岡県等と連携し、又、医療機関や企業・団体等の協力をいただきながら、相談体制、検査・医療提供体制、ワクチン接種体制の整備や事業者支援等にも最大限取り組んできました。

北九州市では、令和５（２０２３）年５月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類に移行されたことに伴い、こうした新型コロナウイルス感染症への対応での経過や生じた課題等を次の感染症危機への備えとするため、「北九州市新型コロナウイルス感染症対応記録」を作成しました。

また、令和４（２０２２）年１２月に感染症法が改正されたことを受けて、保健所設置市である本市においても感染症予防計画を策定しました（令和６（２０２４）年４月）。この感染症予防計画は、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、福岡県が策定する計画に即して策定したものです。

② ワクチン接種

ワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の重症化予防等を図るため、令和３（２０２１）年４月に１・２回目接種を開始しました。

その後も、国からのワクチン供給量等を踏まえつつ、市内全域での集団接種や市内医療機関での個別接種、医療従事者への接種や高齢者施設等における接種、保育士・教職員等に対する優先接種など、様々な体制により、令和３（２０２１）年１２月から３回目接種を、令和４（２０２２）年５月からは４回目接種を、９月下旬からは「オミクロン株対応ワクチン」による５回目接種を実施しました。

令和５（２０２３）年においては、５月から６５歳以上の高齢者等を対象に春開始接種を、９月からは初

回接種を終了した生後6か月以上の全ての方を対象に秋開始接種を、それぞれ集団接種、個別接種、施設接種により、接種を希望する市民への接種を迅速かつ円滑に実施しました。

こうした取組みの結果、令和5(2023)年度末時点で、1・2回目の接種を終えた方は約74万人(12歳以上の約88%)、3回目の接種を終えた方は約63万人(2回目接種を終えた方の約85%)、4回目の接種を終えた方は約45万人(3回目接種を終えた方の約72%)、5回目の接種を終えた方は約31万人(4回目接種を終えた方の約70%)となっています。また、令和5(2023)年春開始接種の接種者は約19万人(対象者の約62%)、秋開始接種の接種者は約24万人(対象者の約33%)です。

小児(5～11歳)への接種については、令和4(2022)年3月に1・2回目接種を、9月に3回目接種を開始。集団接種や個別接種により接種を進め、令和5(2023)年度末時点で1・2回目の接種を終えた方は約1万人、3回目の接種を終えた方は約5千人となっています。

また、乳幼児(生後6か月～4歳)への接種についても、令和4(2022)年10月に接種を開始。1～3回目を初回接種とし、小児科を中心とする個別接種により実施しています。令和5(2023)年度末時点で、初回接種を3回目まで終えた方は、約400人となっています。

新型コロナワクチン接種は、令和5(2023)年度末で特例臨時接種の期間が終了し、令和6(2024)年からは定期接種として実施されることとなり、これまでとは異なる体制で接種が行われることから、今後も引き続き適切な情報発信に努めていきます。また、ワクチンの接種はあくまで本人の意思に基づき、同意の下に行われるものであり、市民が自らの意思で適切に判断していただけるよう、ワクチンの安全性や有効性等についても、丁寧できめ細かな情報発信を行っていきます。

◆新型コロナワクチン接種の主な経緯

	時期	取組内容
1	令和3年4月12日	1・2回目接種 住民接種開始(民生委員等への先行接種)
2	令和3年4月19日	1・2回目接種 高齢者施設での接種開始
3	令和3年5月12日	1・2回目接種 本格化(市内全域での集団接種開始)
4	令和3年5月31日	第2回ワクチン接種推進本部会議 開催
5	令和3年7月1日	1・2回目接種 個別接種開始(市内約300医療機関)
6	令和3年7月9日	1・2回目接種 保育士・教職員等への優先接種開始
7	令和3年7月31日	1・2回目接種 接種を希望する高齢者：概ね接種完了
8	令和3年11月中旬	1・2回目接種 接種を希望する市民：概ね接種完了
9	令和3年12月1日	3回目接種 医療従事者接種開始
10	令和3年12月22日	第3回ワクチン接種推進本部会議 開催
11	令和4年1月8日	3回目接種 住民接種開始(主に先行接種者／集団接種)
12	令和4年1月11日	3回目接種 高齢者施設での接種開始
13	令和4年1月24日	全市民センター(約130か所)に予約専用窓口開設(～3月末)
14	令和4年2月5日	3回目接種 本格化(市内全域での集団接種開始)
15	令和4年2月7日	3回目接種 個別接種開始(市内約300医療機関)
16	令和4年3月5日	小児(5～11歳) 1・2回目接種開始
17	令和4年5月28日	4回目接種 住民接種開始(主に医療従事者／集団接種)

18	令和4年6月13日	4回目接種 高齢者施設での接種開始
19	令和4年7月12日	全市民センター（約130か所）に予約専用窓口開設（～9月9日）
20	令和4年7月16日	4回目接種 本格化（市内全域での集団接種開始）
21	令和4年7月19日	4回目接種 個別接種開始（市内約300医療機関）
22	令和4年9月24日	小児（5～11歳）3回目接種開始
23	令和4年9月28日	「オミクロン株対応ワクチン」接種開始
24	令和4年11月1日	全市民センター（約130か所）に予約専用窓口開設（～11月末）
25	令和4年11月7日	5回目接種 高齢者施設での接種開始
26	令和4年11月14日	乳幼児（生後6か月～4歳）1～3回目接種開始
27	令和5年5月8日	令和5年春開始接種開始（個別接種・集団接種）
28	令和5年5月8日	高齢者施設での接種開始
29	令和5年9月22日	令和5年秋開始接種開始（個別接種・集団接種）
30	令和5年10月2日	高齢者施設での接種開始
31	令和6年3月31日	特例臨時接種終了（令和6年度より定期接種として実施）